

「性的な被害を申告することの困難さ」に関する調査実施要望書

2024年3月6日

一般社団法人 Spring
東京都千代田区平河町一丁目6番15号 USビル8階
E-mail: lobbying@spring-voice.org

平素より性暴力・性犯罪防止と対応に取り組んで頂き感謝申し上げます。私たちは、性被害当事者が生きやすい社会を作るために活動する、性被害当事者および支援者の団体です。

2023年6月、刑法性犯罪が「同意しない意思」の形成、表明、全うが困難な状態を中核的要件とする処罰規定へと改正されたことは、私たちにとって大きな希望となりました。一方で、公訴時効の見直しが不十分だった点については大きな落胆を感じております。性被害は申告が困難であり、幼少期の場合は性被害に気付かない、成人後でも甚大な精神的外傷により記憶を喪失してしまうといった理由から、訴え出るまでに20~40年を要する場合があります。改正刑法の附則第20条2項には、「性的な被害を申告することの困難さその他性的な被害の実態について、必要な調査を行う」と明記されております。

私たちは、附則における事項が適切に履行されることにより、性暴力被害の実態をより明らかにしていただきたく、すみやかに調査をしていただくよう要望いたします。

- 1、附則第20条2項に従い、「性的な被害を申告することの困難さ」に関する実態調査についてのスケジュールを明確にしてください。
- 2、上記実態調査を行うにあたっては、近年行われたNHK等の実態調査やドイツ等諸外国の実態調査（※別紙1）を参考にして、現在の日本の状況に沿った形で実証性の高い調査となるようにしてください
- 3、実態調査の調査手法や調査項目を検討する際は、私たち被害当事者の意見を十分に踏まえたものとなるよう、必要な措置を講じてください
- 4、調査項目については特に下記の内容について盛り込んでいただくようお願いいたします
 - (1) 加害者も証拠もはっきりしているにも関わらず公訴期間が過ぎて起訴できない事案の実態 — 法務省
 - (2) 長期間被害の申告が困難であった事案の背景（※詳細別紙2参照）
 - ①被害後の状態 — 厚生労働省
 - ②二次的被害について — 内閣府
 - ③社会の中の誤った認識の内在化について — 内閣府
- 5、4の調査の実施にあたっては、法務省、内閣府、及び厚生労働省など省庁間の連携をはかってください。
- 6、調査に伴い、申告をした被害者が適切な心理的支援・福祉的支援および必要な治療につながるよう、被害者支援の体制をさらに強化すべく、法務省、内閣府、及び厚生労働省など省庁間の連携をはかってください。

以上

別紙1 ドイツにおける性被害の実態調査について

<概要>

ドイツでは2010年に発覚した大規模な性的虐待事件を発端に、性被害を受けたにも関わらず長期間申告が困難だった方の実態調査を行うべきとの機運が高まり、政府主導で実態調査が開始され、その結果をエビデンスとして2016年に公訴時効の改正がなされた。

<経過>

- 2010年 ドイツ政府が「小児期の性的虐待に関する円卓会議」設立
「児童の性的虐待を再検討するための独立委員会」(USBKM)の窓口開設
- 2015年 ドイツ政府による「サバイバー(被害当事者)評議会」設立
- 2016年 独立調査委員会設立

調査委員会が設けたコールセンターに5000人近くの被害者がアクセスし、以下の実態¹が明らかとなった。

- ①性犯罪においては、未成年の被害者はしばしば刑罰的な処罰のために力を尽くすことができず、成年に達したときには犯罪の時効が差し迫りうる状況である
- ②とりわけ、児童の性的虐待はしばしば児童が依存している環境、すなわち、家庭や学校、被害者の身近で起こることから、かかる依存性が終結した後に告訴の決定を行うための十分な時間が必要である
- ③児童や少年の、家族やその他の環境に対する依存関係は成人(満18歳)で終わるとは限らず、性犯罪の被害者が20代後半になるまで家族的、社会的、物質的に行為者に依存している状況がままある
- ④被害者が行為時に小さな子どもであったときには、トラウマと結びつく記憶喪失や普通の忘却により虐待を忘れていることがままあること、またたとえ行為についての記憶が抑圧等されていなかったとしても、性的虐待は、たとえば、抑鬱症や不安障害²のように、多くの被害者を麻痺させる
- ⑤子どもの被害者は多くの場合行為者により行為について話さないよう仕向けられ、虐待の経験を外部で話せるようになるには長い年月が必要である
- ⑥児童の性虐待の被害者のためのコールセンターに問い合わせた人の平均年齢が46歳であった

とくに⑥が改正の大きな根拠となった。

¹ 佐藤陽子著「ドイツにおける性犯罪規定」刑事法ジャーナル45号99・100頁(2015年・成文堂)

² 調査当時、PTSDなどトラウマに起因する精神疾患は不安障害の一つとされていた

別紙1 つづき ドイツの実態調査について³

<調査の流れ>

- 性的虐待の当事者及びその親族や、性的虐待について周囲で気がついた人は、郵便や FAX、Eメール、問い合わせフォーム、無料ダイヤルの電話で届け出ることができる。
- 中心となったのは電話の窓口。心理学、社会教育学、医学、相談員 (Beratung) からなるチームが、受付時間において電話を受ける。
- 電話に対応するすべてのメンバー は、長年仕事で性的虐待を扱った経験を有しており、電話受付の活動について特別に訓練を受けている。
- 質問や批判、提案は内々の会話で個人的に受け止められ、電話をかけてきた人が同意をすれば、匿名で文書化されることになる。
- 治療上の又は法的な助言は行われませんが、いずれにせよ希望があれば、援助や支援の可能性が示される。

<調査の学問的保証>

調査主体 ウルム大学病院の児童及び少年の精神医学・精神療法病院

指揮者 ドクター・Jörg M Fegert 教授

調査方法 Critical Incident Reporting System(CIRS):重要インシデント報告システム
完全に匿名化された定性分析及び、異なった経験及び政治や公共への願望の量的・質的分析と解明

- 専門家は、電話中または電話後の会話内容を UBSKM のウェブベース・プラットフォーム上の調査票に記録します。
- さしあたり自由な資料整理のあとに、把握された内容 (たとえば、性的虐待の背景、種類や程度) が専門家によって規定されたカテゴリーに登録される。
- 電話をした人のメッセージは動的なプロセス において再三精査され、要約され、現実化され、独立委員会のウェブサイト上で「人の声」「よくある質問」「テーマ」といったメニュー項目の下で可視化される。
- 当事者はそのように性的虐待というテーマについての公の議論を追求すること、そしてそれに影響を及ぼすことができる。
- また、手紙や電話において、公にされたその結果を引き合いにだす ことができ、CIRS の望ましいフィードバックの輪が生まれる。
- これまでの経験でわかったことは、問い合わせ窓口の学問的なサポート用に、ダイナミックな CIRS を構築するというこのコンセプトは、実際にうまく機能しているということである。

<電話をした人についての情報>

- 2011 年 8 月 31 日の随伴研究の調査終了でもって、電話窓口には 17,565 回の電話がシステムによって自動的に登録され、9,735 回の会話が実際に行われ、そのうち 8,845 件のデータレコードが調査票に使われた。
- そこから全部で 4,725 件の活用可能なデータを得ることができた。
- お試しの電話や冷やかしの電話のような繰り返しの電話は評価から外された。
- 電話をした人の 33,5%が男性であり、66,5%が女性であり、彼らの年齢層は 6 歳~89 歳で、平均値は 46 歳であった。
- 66%が自らが性的虐待の当事者であると報告し、16%が当事者と接した人であると報告し、0,7%が自らが行為者であると報告し、さらに 0,5%は行為者と接した人であると告げた。
- 最終的に 17%が性的虐待とは異なる理由であった。

³ [Opferbelange+und+Kriminalpolitik \(被害者の重要性と刑事政策\)「月刊 刑事犯罪学と刑事法改正」](#) 2011 年、474 頁以下

別紙2 4－(2)について

(2) 長期間被害の申告が困難であった事案の背景

①被害後の状態

- ・ PTSD の症状はあるかどうかを明らかにする項目
- ・ トラウマ治療につながったかどうかを明らかにする項目
- ・ トラウマ治療を継続しているかどうかを明らかにする項目
- ・ トラウマ治療につながらなかったとしたらその要因はなにかを明らかにする項目
(自由回答の中から抽出あるいは「経済的問題」「情報がなかった」等の選択肢を示す等)
- ・ トラウマ治療を中断したとしたらその要因はなにかを明らかにする項目
(自由回答の中から抽出あるいは「経済的問題」「治療が合わなかった」等の選択肢を示す等)

②二次的被害について

- ・ 周りの人のどんな言葉かけがあなたの申告を困難にさせたかを明らかにする項目
(自由回答の中から抽出あるいは選択肢を示す等)

③社会の中の誤った認識の内在化について

- ・ 自分のなかのどんな考えが、被害の申告をとどまらせたかを明らかにする項目
(自由回答の中から抽出あるいは選択肢を示す等)

実習先変更の個別支援について

Về việc hỗ trợ cá nhân thay đổi nơi thực tập

個別支援を開始するにあたり、お伝えしたいことがあります。

Trước khi bắt đầu tiến hành hỗ trợ cá nhân, chúng tôi muốn truyền đạt với bạn các điều sau.

・あなたは機械加工職種の技能実習生として日本に来ているので、機械加工職種以外の実習を行うことはできません。外国人技能実習機構は監理団体とともに機械加工職種のお仕事をしている会社を探します。ただし、その中で他の作業に変えることは可能です。

Vì bạn đến Nhật với tư cách là thực tập sinh ngành Cơ công cơ khí nên bạn không thể tiến hành thực tập ngoài ngành Cơ công cơ khí. Hiệp hội thực tập kỹ năng quốc tế sẽ cùng với Nghiệp đoàn tìm kiếm công ty có công việc ngành Cơ công cơ khí cho bạn. Tuy nhiên, bạn có thể thay đổi làm các công việc khác trong cùng ngành đó.

・新しい実習場所を見つける支援は原則として3ヶ月で終了します。

Thời gian Hiệp hội hỗ trợ để tìm nơi thực tập mới cho bạn về nguyên tắc là 3 tháng.

・新しい実習場所が見つからない場合、在留期間が残っていたとしても帰国することになります。

Trong trường hợp không tìm thấy nơi thực tập mới, cho dù thời hạn lưu trú của bạn vẫn còn bạn vẫn phải về nước.

・新しい実習場所が見つかった場合でも、賃金が下がったり、家賃が高くなったりなど、労働条件や待遇が今より悪くなる場合があります。

Ngay cả trong trường hợp tìm được nơi thực tập mới cho bạn thì cũng có khả năng tiền lương sẽ bị giảm đi, tiền nhà sẽ bị tăng lên, các điều kiện trong hợp đồng lao động hay chế độ đãi ngộ sẽ không được như công ty hiện tại của bạn.

探索する地域は、実習生の希望により 岐阜県、愛知県、大阪府、京都府、東京都、埼玉県
のみとする。

これらのことを理解したうえで、個別支援申出書に記載してください。

Sau khi đã hiểu rõ các điều trên bạn hãy điền thông tin vào Đơn xin hỗ trợ cá nhân.

